

重要事項説明書

ケアサポートあすなろ

株式会社健康倶楽部

訪問介護
第1号訪問事業(小樽市訪問介護相当サービス)
重要事項説明書

1. 当社概要

名称・法人種別	株式会社健康倶楽部
代表者名	代表取締役 森田 健公
主たる事務所の所在地 及び連絡先	小樽市花園2丁目5番2号フロックスビル3F TEL(0134)25-0051 / FAX(0134)25-9933
事業の概要	介護保険法に基づく事業の実施 居宅介護支援事業・訪問介護事業・通所介護事業・(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業・(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業・賃貸住宅
事業実施地域	小樽市全域

2. 事業所の概要

事業所名	ケアサポートあすなろ
所在地	小樽市入船4丁目5番15号
電話番号・FAX番号	TEL(0134)21-3500 / FAX(0134)21-0810
提供サービス及び 介護保険事業所番号	訪問介護 第1号訪問事業(小樽市訪問介護相当サービス) 0172002735
連絡先	TEL(0134)21-3500 / FAX(0134)21-0810
サービス提供地域	小樽市全域

3. 事業所の職員体制

職種	業務内容	人員
管理者	従業者業務の管理を一元的に行う。	常勤(兼務) 1名
サービス提供責任者	サービス提供の調整、訪問介護計画の作成、訪問介護員等に対する技術指導等を行う。	常勤(兼務) 1名 (専従) 1名
介護福祉士	身体介護、生活援助、乗降介護等のサービス提供を行う。	7名
介護職員基礎研修修了	身体介護、生活援助、乗降介護等のサービス提供を行う。	1名
ホームヘルパー1級	身体介護、生活援助、乗降介護等のサービス提供を行う。	名
ホームヘルパー2級 介護職員初任者研修修了	身体介護、生活援助、乗降介護等のサービス提供を行う。	4名

4. 営業日・サービス提供時間

- 受付・相談時間 / 8:30~17:30 (お盆 8/15 年末年始 12/30~1/3 まで)
- 営業日 / 月曜日から日曜日
- 休業日 / (休業日:お盆 8/13~8/15 の間 1日 年末年始 12/30~1/3 まで)

5. サービスの内容（自立に向けての支援も含む）

身体介護

- 食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位交換等、利用者の身体に直接接して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後片付け。
- 家事（調理、掃除、買物等）利用者と共にを行う行為（見守りを含む）
- 利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のために、利用者と共にを行う自立支援の為のサービス

生活援助

- 調理、掃除、洗濯等、身体介護以外の利用者本人の日常生活の援助であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などの為、本人や家族が家事を行うことが困難な場合にご利用できます。

次のような行為は生活援助の内容に含まれません。

- ① 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- ② 直接本人援助に属しないと判断される行為
例) 利用者以外の方に係わる洗濯、調理、買い物、布団干し、主として利用者が使用する居室等以外の掃除、来客の応対（お茶、食事の手配等）、自家用車の洗車、清掃等
- ③ 日常生活の援助に該当しない行為
例) 草むしり、花木の水やり、ペットの世話等、家具・電気器具の移動、修繕、模様替え、大掃除、窓ガラス磨き、床のワックスがけ、室内外家屋の修理、ペンキ塗り、植木の剪定等の園芸、正月・節句等の為の特別な手間をかけて行う調理等

通院等乗降介助

- (※) 訪問型サービスの利用者様（要支援1、要支援2）はご利用できません。

6. 利用料金について

サービス利用料金は厚生労働省の定める公的介護保険の法定利用料に基づいてお支払い頂きます。

【利用料表】（1割負担額）

（要介護・要支援の方共通）

初回加算	200 単位	新規利用開始月のみ（月額）
介護職員処遇改善加算Ⅲ（1月につき） その月の総単位数の合計（基本単位+各種加算+減算）×18.2%		

（要介護の方）

サービスの種類	時間帯	0	1	2	3	4
		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 30分毎加算
身体介護 (1回につき)	通常時間帯	163 単位	244 単位	387 単位	567 単位	649 単位
	早朝・夜間帯	204 単位	305 単位	487 単位	709 単位	811 単位
	深夜帯	245 単位	366 単位	581 単位	851 単位	974 単位
サービスの種類	時間帯			20分以上 45分未満	45分以上	
生活援助 (1回につき)	通常時間帯			179 単位	220 単位	
	早朝・夜間帯			224 単位	275 単位	
	深夜帯			269 単位	330 単位	
サービスの種類	時間帯	通常時間帯		早朝・夜間帯		深夜帯

通院等乗降介助 (1回につき)	97 単位	121 単位	146 単位
--------------------	-------	--------	--------

※時間帯：通常時間帯（午前 8 時～午後 6 時）、早朝帯（午前 6 時～午前 8 時）、
夜間帯（午後 6 時～午後 10 時）、深夜帯（午後 10 時～午前 6 時）となります。

(訪問型サービス利用の方)

サービスの種類		月 額	利用の目安
訪問型サービス費	1	1,176 単位	週 1 回程度の利用の場合
	2	2,349 単位	週 2 回程度の利用の場合
	3	3,727 単位	週 3 回程度以上の利用の場合 (要支援 2 のみ)

備考

○ 1 回の訪問で「身体介護」と「生活介護」が混在する場合

・身体介護料金に、生活援助の時間帯が 20 分以上 45 分未満で 67 単位、45 分以上 70 分未満で 134 単位、70 分以上で 201 単位を加算する方式となります。

あらかじめ「身体介護」に要する標準的な時間と「生活援助」に要する標準的な時間に区分し、身体介護と生活援助を組み合わせて算定します。

例 1) 身体介護 20 分以上 30 分未満(244 単位) + 生活援助 20 分以上 45 分未満(65 単位)

= 身体 1 生活 1(309 単位)

例 2) 身体介護 20 分以上 30 分未満(244 単位) + 生活援助 45 分以上 70 分未満(65×2 単位)

= 身体 1 生活 2(374 単位)

例 3) 身体介護 60 分未満(387 単位) + 生活援助 45 分以上 70 分未満(65×2 単位)

= 身体 2 生活 2(517 単位)

例 4) 身体介護 90 分未満(567 単位) + 生活援助 70 分以上(65×3 単位)

= 身体 3 生活 3(762 単位)

○ 2 名のホームヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合

・お客様の同意の上で所定単位の 100 分の 200 に相当する単位数を算定します。

(2) 利用者様のご負担額

・介護保険による給付金額（通常、1 割負担の場合は利用料の 9 割、1 円未満切捨て）を利用者の負担割合に応じて差し引いた差額分を負担頂きます。

・訪問介護サービス及び訪問型サービスの利用料について、公的介護保険の適用がある場合には消費税は非課税です。

(公的介護保険対象外のサービスを希望される場合は、別途消費税を頂きます。)

・利用者様が要介護若しくは要支援認定を受けていない場合、又は居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金全額をご負担頂きます。(要介護若しくは要支援認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が公的介護保険から利用者様へ直接払い戻されます。(償還払い))

(3) サービスの種類の区分について

訪問介護サービスの料金は、身体介護が中心である「身体介護中心型」、家事援助が中心となる「生活援助中心型」の 2 種類に区分されます。1 回の訪問で「身体介護」と「生活援助」が混在する場合には、「身体介護中心型〇〇分・生活援助〇〇分」のように同時に表記される場合があります。

※ 本表は代表的なサービスの単位数を記載したものです。備考に記載のないサービスの単位について

ては当社の事業所のサービス提供責任者にお問い合わせ下さい。

7. 利用料等のお支払方法

- (1) 事業者は、利用者又は利用者代理人に対し、毎月10日前後に、前月の利用料等請求書を送付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。
- (2) 利用者又は利用代理人は事業者に対し、前項の利用料等を毎月末日までに事業者の指定する方法により支払います。
- (3) 下記指定口座への振込
小樽信用金庫 小樽支店 普通預金 1164035
口座名「株式会社健康倶楽部 代表取締役 森田 健公
- (4) 指定金融機関による自動引き落とし

8. キャンセル料について

- (1) サービスの利用をキャンセルされる際には、速やかに当事業所までご連絡下さい。サービス利用日の当日キャンセルされる場合は、予定されていたサービスの自己負担額を全額ご負担頂きます。
- (2) サービス利用日前日までにご連絡をいただいた時、及び緊急入院等により当事業所への連絡が出来ない等やむを得ない場合には、キャンセル料は頂きません。

9. サービスのご利用についての注意事項

- (1) サービスの提供にあたっては、当社が選任したホームヘルパーがサービスを行います。
- (2) 選任したホームヘルパーの交代を希望する場合には、交代を申し出ることが出来ます。又事業者の都合によりホームヘルパーを交代する事があります。その場合、利用者様に対してサービスご利用上の不利益が生じないように十分に配慮致します。
- (3) 利用者様のお住まいで、サービスを提供するために必要な備品（水道・ガス・電気等）を無償で使用させて頂きます。又、ホームヘルパーが事業所に連絡する為に、利用者様の電話を使用させて頂く場合、電話代は当社にて負担致します。

10. 緊急時の対応方法

- (1) サービスの提供中に利用者様の容態に変化等があり、緊急の対応が必要と判断される場合は事前の打ち合わせにより決めさせて頂いた、主治医又は協力医療機関に連絡し適切な措置を行うものとしします。
- (2) ご家族、居宅介護支援事業者等への連絡を速やかに行うものとしします。

11. 虐待防止等の人権擁護の取り組み等について

- (1) 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、身体拘束廃止・虐待防止委員会を組織し、責任者を設置します。
- (2) 従業者に対する虐待の防止の啓発及び普及の為の研修を法人内研修で行うとともに、事業所独自でも虐待を未然に防ぐこと。虐待を早期に発見すること。また虐待を受けた後の対応を含めたフォローアップ等のきめ細かい対応ができるよう、スタッフの資質向上を図る勉強会を定期的に行います。また、マニュアルを整備し全スタッフへの周知を徹底して虐待防止へ努めます。
- (3) 成年後見制度の紹介や利用希望者への支援を行います。

12. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対する訪問介護及び訪問型サービスの提供中に事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、速やかに適切な措置を講ずることとする。
- (2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置についての詳細を記録に残すものとする。
- (3) 事業所は、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。
- (4) 事業所は再発防止に関して、事故の原因を解明すると共に、再発を防ぐための最善の対策を講じることとする。

13. 秘密保持と個人情報の保持

- (1) 事業者及びサービス従業者は、訪問介護及び訪問型サービスを提供するうえで知り得た利用者及び介護者（家族等）に関する情報の秘密保持を厳守する。
- (2) 従業者においては在職中、退職後も秘密保持すべき旨を、事業者との雇用契約の（念書等）内容とする。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (3) 事業所は、個人情報に関する提供をする際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。
- (4) 個人情報の取扱いについては、「個人情報保護法」に基づき事業所管理規程において取扱う。次に掲げる使用目的について事前に利用者及び家族に内容を説明し、同意を得ることとする。

14. 衛生管理・感染症に関する事項

事業所は、感染症の発生又はその発生を防止するため、次の各号に挙げる措置を講じるものとする。業務開始前・終了時の日々の掃除・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。職員へは、研修や勉強会を通じ食中毒や感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。感染症の予防及び日々まん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、結果について事業所の従事者に周知する。感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

【介護サービス利用者への介護の提供に必要な利用目的】

- ◎ステーションの内部での利用に係わる目的
 - ステーションが介護サービス利用者等に提供する介護サービス
 - 介護保険事務
 - ・入退所等の管理・会計、経理
 - ・事故等の報告・当該利用者の介護サービスの向上
- ◎他の事業者等への情報提供を伴う目的
 - ステーションが利用者等に提供する介護サービス
 - ・当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託 ・家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務
 - ・保険事務の委託 ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

- ◎ステーション内での利用目的
 - ステーションの管理運営業務
 - ・訪問介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

15. サービス内容に関する相談・苦情窓口・虐待防止についての相談の体制及び手順

(1) 当事業所における苦情や虐待についてのご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付及び虐待についての相談窓口	
ケアサポートあすなる	担当者 管理者 水島 幸恵 担当者 サービス提供責任者 水島 幸恵 虐待防止委員会 委員長 水島 幸恵 受付時間 8時30分～17時30分 電話 0134-21-3500 FAX 0134-21-0810 ※FAX利用の場合は、24時間受付可能です。
○行政機関その他の苦情受付機関	
小樽市役所 介護保険課	所在地 小樽市花園2丁目12番1号 電話 0134-32-4111 FAX 0134-27-6711
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7 3F 電話 011-241-3976 FAX 011-251-3971
北海道国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 電話 011-231-5161 FAX 011-233-2178

- (2) 苦情申し立てがあったとき当事務所は、利用者及び家族の立場を考慮しながら事実関係を慎重に調査しその上で、迅速、適切に対応し、サービス向上、改善に努めます。
- (3) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した際は、すみやかに小樽市、他行政機関へ通報を行うとともに、連携を取り、事実確認、利用者、家族、関係者への聞き取り、状況の把握、発生原因の分析、改善への取り組み、周知を行います。
- (4) 苦情申し立てに関し当事業所は、これを理由としていかなる場合も不利益な扱いをしません。

15. 第三者による評価の実施状況

(1) 第三者による評価の実施状況

- | | | |
|------|--------|---------------|
| ① あり | 実施日 | 令和7年2月20日 |
| | 評価機関名称 | (株) ソーシャルリサーチ |
| | 結果の開示 | ① あり 事業所内に掲示 |
| | | 2 なし |

当センターは、重要事項説明書に基づいて、訪問介護サービス及び訪問型サービスの内容及び重要事項の説明を致しました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	小樽市入船4丁目5番15号	
	事業者名	株式会社健康倶楽部	
	事業所名	ケアサポートあすなろ	
	事業所番号	0172002735	
	代表者名	代表取締役 森田 健公	㊟

説明者	職 名	サービス提供責任者	
	氏 名		㊟

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問介護及び訪問型サービスの内容及び重要事項の説明を受け、サービスの開始に同意致しました。

令和 年 月 日

利用者	住 所		
	氏 名		㊟

代理人（選任した場合）	住 所		
	氏 名		㊟